

2019 年度
大学奨学生募集要項

公益財団法人 在日コリアン支援会

公益財団法人 在日コリアン支援会

2019年度 大学奨学生募集要項

1. 応募資格

次の事項の全てに該当する者

- ① 京都府内の学校に在学、又は京都府出身の在日コリアン学生であって、在日コリアン問題に関心を有する者。
- ② 大学、短期大学、専門学校に在学、もしくはこれに類する課程の朝鮮・韓国語教育施設に在学し、かつ成績優良でありながらも学費の支弁が困難な者。
- ③ 他の奨学機関から奨学金を受けていない者。ただし、自治体からの貸与奨学金、学内奨学金を受給していても応募可。

※満25歳以上の応募はできない。

※尚、この会において表記・使用する在日コリアンとは、朝鮮、韓国、又は日本国籍を問わず、朝鮮半島にルーツを持つ者をさす。

2. 募集人数と支給額

- ・募集人数：3人
- ・支給額：月額20,000円（年間240,000円）

3. 募集期間

4月22日（月）～5月31日（金）

※今年度は諸事情により募集期間が変わりました。

4. 給付期間

1年間（2019年4月～2020年3月まで）
尚、引き続き給付を希望する者は、新学年ごとに再応募し審査を受けなければならない。

5. 応募書類

- ①申請書 1通（本会所定様式）
- ②在学証明書 1通（2019年4月1日以降の発行のもの。）
- ③学業成績証明書 1通
※ 新入生は出身校の最終学年の学業成績証明書を提出する。
- ④推薦書 1通（本会所定様式、親展にすること。）
- ⑤写真 1枚（タテ4.5cm×ヨコ3.5cm 証明写真、正面脱帽。申請書に貼ること）
- ⑥返信用封筒 1通（封筒は長形3号を使用し、表には応募者の郵便番号、住所、名前を書き、必ず92円切手を貼ること。）
- ⑦朝鮮、韓国籍の方：朝鮮半島にルーツを持つことを証明する書類を提出。⇒国籍等を証する書類
■朝鮮・韓国籍の場合
特別永住者証明書または外国人登録証明書の表裏コピー1枚を提出。
■日本国籍等の場合
応募者本人が、朝鮮半島にルーツを持つ旨を記した「自己申告書(形式自由。A4サイズとする)」を提出。

※必要に応じて本会選考委員等がヒアリングを行い、追加書類の提出を求めることもある。

※ 応募書類に不備や空欄がある場合は書類審査段階で不採用とする。

6. 応募方法

期間内に応募書類を一括して本会事務所に郵送にて提出すること。ただし、書留・特定記録などの配達記録が残る方法で送付すること。(5月31日消印有効)

7. 選考と発表

本会の選考基準に従って、書類審査のうえ決定する。

選考の結果は、応募者本人宛に7月中旬頃までに通知する。選考結果(「採用」及び「不採用」)について問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

8. 申請書請求方法

- ・郵送の場合：92円切手を貼り住所・名前を明記した返信用封筒(長形3号)を別の封筒に入れて、「大学生用願書希望」と書き、本会に郵送する。
- ・メールの場合：shienkai@korea.gr.jpにメールを送る。その際、件名を「大学生用願書希望」とすること。
- ・「在日コリアン支援会」HPから大学生用願書をダウンロードしてください。

<http://shienkai-korea-st.jp/>

お問い合わせ：公益財団法人 在日コリアン支援会
〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町14
TEL 075-801-0004 FAX 075-801-0005
mail:shienkai@korea.gr.jp

9. その他

本会は給付制の奨学金であり、返還の義務はない。

採用された奨学生は、本会が主催する諸行事に必ず出席しなければならない。(遠方地の者については考慮する)

又、奨学生は、所定様式の「奨学生生活報告書」を2020年2月末日までに、必ず提出しなければならない。

応募書類によって得た個人情報、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に名前・生年月日等を開示することがある。

応募後に他の給与奨学金受給が決定した場合は、必ず連絡すること。